

建築を専攻する大学院生に対する奨学金給付に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という。）定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 奨学金の給付

(奨学生の資格)

第2条 本財団から奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、日本国籍を有し、日本国内の大学院において建築を専攻する大学院生であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 学業が優れ、品行が正しい者
- (2) 社会に有益な建築を自立した立場で提案、実現する建築家を志す者
- (3) 組織設計事務所、建設会社、不動産開発業者等への勤務を希望していない者
- (4) 建築文化の発展に寄与するという高い志と熱意を有する者

(奨学金の給付期間、金額等)

第3条 奨学金の給付期間は、修士課程（博士課程前期）及び博士課程（博士課程後期）に在学している期間とするが、修士課程に関しては2年間、博士課程に関しては3年間を上限とする。

- 2 奨学生の人数及び給付月額、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。
- 3 奨学金は、第9条第2号、同条第3号、同条第4号又は同条第7号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生応募手続)

第4条 奨学生志望者は、毎年3月5日から4月5日までの間に本財団に申し出なければならない。

- 2 奨学生志望者は、別途定める応募要領に従い、次の各号に掲げる書類を本財団に提出する。
 - (1) 本財団が指定する願書
 - (2) 住民票記載事項証明書（個人番号が記載されていないものに限る。）

- (3) 在学証明書
- (4) 学部卒業時の成績証明書
- (5) 建築に関する受賞歴がある場合にはそれを疎明する資料の写し
- (6) 大学院における研究テーマ概要（400字以内で記載したもの）
- (7) これまでに作成したポートフォリオ又は設計図のうち代表的なもの
- (8) パーソナル・ステートメント（自分の将来像について400字以内で記載したもの）
- (9) 本財団が指定するアンケート

(奨学生選考手続)

第5条 奨学生は、選考委員会による選考を経て、理事会で決定する。

2 選考委員会は、書類選考を実施した後、奨学生志望者の面接を実施する。

(決定通知)

第6条 理事長は、奨学生を決定したとき、該当者に対し、決定通知授与式にて決定通知を交付する。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた奨学生本人名義の預金口座に、毎月末日限り、1か月分を振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第8条 本財団は、奨学生が、長期間にわたり、休学し、又は研究を休止したときは、当該期間中、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の打ち切り)

第9条 本財団は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 大学院生たる地位を喪失したとき
- (2) 研究に真しに取り組む姿勢を欠いているなど、その言動が本財団の奨学生として適切でないとき
- (3) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続及び選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき
- (4) 奨学生としての義務を怠ったとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金の支給を要しない理由が生じたとき

(7) 奨学生の知人の本財団関係者が他財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

(奨学生の義務)

第 10 条 奨学生は、本財団に対し、毎年度末学業成績表及び研究報告書を提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

(1) 大学院生たる地位を喪失したとき

(2) 長期間にわたり休学するとき又は研究を停止するとき

(3) 大学院から注意処分を受けたとき

(4) 住所、氏名、連絡先電話番号等を変更したとき

3 奨学生は、本財団が主催する懇親会等への参加を要請された場合、特段の事情がない限り、これに出席しなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附則

1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 本規則の一部を改定し、平成29年4月20日から施行する。